

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 江崎 禎英



許可の年月日 令和7年5月15日

許可の有効年月日 令和12年5月14日

1 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理 (選別)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理 (破砕)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類: 圧縮施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日: 令和2年5月12日

処理能力: 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。) 192t/日 (24t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種類: 選別施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日: 令和2年5月12日

許可番号 02120055145

処理能力:

- 金属くず（自動車等破砕物を含む。） 121.52t/日（15.19t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。） 37.6t/日（4.7t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 107.6t/日（13.45t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 種類: 破砕施設

設置場所: 岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

設置年月日: 令和2年5月12日

処理能力:

- 金属くず（自動車等破砕物を含む。） 4.96t/日（0.62t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。） 4.64t/日（0.58t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 5.28t/日（0.66t/時間）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 5月15日 産業廃棄物処分業許可（新規）

令和 4年12月19日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

令和 7年 5月15日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ・ 無